コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年3月31日

株式会社すかいらーく
代表取締役社長　谷　　真
問合せ先：　0422 51 8111
事務連絡者氏名：　総務グループ
武井　一朗

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、「価値ある豊かさの創造」という経営理念のもと、「ひとりでも多くのお客様に、安くておいしい料理を、気持ちのよいサービスで、清潔な店舗で味わっていただく」ために、テーブルレストランを中心に約3000店舗を展開、年間延べ約４億人のお客様にご利用いただいております。当社は、こうした「食」にかかわる事業を通して社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることを経営上の最重要課題として考え、お客様だけでなく、株主の皆様や取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーからも信頼される企業グループを目指しております。

その実現のため、当社は「すかいらーくグループ企業行動憲章」を制定して全役職員で共有し、法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもった行動に努めております。また、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための様々な取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BAIN CAPITAL SKYLARK HONG KONG LIMITED	76,494,000	39.36
THEBANK OF NEW YORK 133522	9,511,400	4.89
BAIN CAPITAL SKYLARK HONG KONG Ⅱ LIMITED	9,383,100	4.83
MORGAN STANLEY & CO.LLC	7,800,785	4.01
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	5,978,700	3.08

THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	3,860,900	1.99
アサヒビール株式会社	3,416,600	1.76
麒麟麦酒株式会社	3,333,300	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,529,200	1.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,151,800	1.11

支配株主名	―

親会社名	BAIN CAPITAL SKYLARK HONG KONG LIMITED
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

３．企業属性

上場予定市場区分	第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000 億円以上 1 兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社である BAIN CAPITAL SKYLARK HONG KONG LIMITED との取引を行う予定はなく、支配株主との取引によって少数株主の利益に影響を及ぼすことはございません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

（当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について）

親会社とは資本関係において緊密な関係にありますが、事業活動や経営判断においては、お互いに独立した企業であることを基本的な考え方としております。

（親会社等からの一定の独立性の確保の状況）

当社が事業活動を行う上での親会社による承認事項など事業上の制約を受けることはなく、独自に事業活動を行っております。

（その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等）

社外の客観的な見地から経営上の助言を得る目的として、親会社のグループ企業から兼任取締役が２名就任しておりますが、当社の事業活動や経営上の判断において親会社からの制約はなく、当社取締役会全体の過半数に至らないことからも、一定の独立性は確保されていると認識しております。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	８名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	４名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
デイビッド・グロスロー	他の会社の出身者					○						
西條　温	他の会社の出身者											
横山　淳	他の会社の出身者					○						
和田　千弘	他の会社の出身者								○			

※１　会社との関係についての選択項目

※２　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※３　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
デイビッド・グロスロー		社外取締役デイビッド・グロスロー氏は、ベインキャピタル・パートナーズ・LLC との契約に基づき、大株主の意思決定に際してアドバイスを行っていたベインキャピタル・アジア・LLC のマネージングディレクターであります。なお、当該契約は上場時に終了しており、当該契約に基づく当社のベインキャピタル・パートナーズ・LLC に対する支払いは、2015 年５月 29 日に完了しております。	ベインキャピタルにおいて、様々な企業の業績改善に携わってきた豊富な経験と知見が、当社の成長のために必要と判断し社外取締役に選任しております。すなわち、外食産業を含む多様な企業における豊富な経験を当社グループの経営に反映し、当社グループのインフラを活かした生産、物流体制の構築や販売、宣伝等について、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
西條　温	○	－	商社勤務時代の経験と経営者としての高い見識を当社の経営に反映し、客観的かつ長期的視点から当社グループのステークホルダーの利益に資するための助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任

			しております。同氏は、ブラザー工業株式会社取締役を兼任しておりますが、同社は当社との取引はありません。また、同氏は、住友商事株式会社顧問も兼任しておりますが、同社は当社との取引はなく、業務内容も食品ではなく情報通信に係るものであることから、当社の独立役員としての資格に影響はないものと考えております。
横山　淳		社外取締役横山　淳氏は、ベインキャピタル・パートナーズ・LLC との契約に基づき、大株主の意思決定に際してアドバイスを行っていたベインキャピタル・アジア・LLC のマネージングディレクターであります。なお、当該契約は上場時に終了しており、当該契約に基づく当社のベインキャピタル・パートナーズ・LLC に対する支払いは、2015 年５月 29 日に完了しております。	ベインキャピタルにおいて、様々な企業の業績改善に携わってきた豊富な経験と知見が、当社の成長のために必要と判断し社外取締役に選任しております。すなわち、外食産業や、インターネット・ケーブルテレビ等のメディア業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、当社グループのインフラを活かした生産、物流体制の構築や販売、広告等について客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
和田　千弘	○	社外取締役和田　千弘氏は、当社との間でブランドの価値評価及び価値向上のための仮説の検討に関する業務委託契約を締結している株式会社インターブランドジャパンの代表取締役社長であります。	幅広い産業分野におけるブランディング活動、マーケティング高度化など、広範なテーマの戦略策定・実行推進、組織改革の豊富な経験と幅広い見識を当社グループの経営に反映し、当社グループのブランド戦略やプロモーション戦略について、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外取

			締役として選任しております。同氏は、株式会社インターブランドジャパンの代表取締役を兼任しており、同社は、当社との間でブランドの価値評価及び価値向上のための仮説の検討に関する業務委託契約を締結しておりますが、取引は僅少であり、当該取引による影響は限定的であるため、当社の独立役員としての資格に影響はないものと考えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名コミッティ			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬コミッティ			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

「指名コミッティ」は取締役会に提出する当社又はグループ会社の取締役及び監査役の選解任案に関する事項を、「報酬コミッティ」は取締役会に提出する取締役の報酬総額及び監査役の報酬総額の提案並びに取締役の個別報酬額に関する事項を審議します。両委員会とも、代表取締役社長を議長とし、その他２名の委員は取締役会決議により独立社外取締役が選定されており、独立かつ客観的な立場から公正な審議を行う体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名以内
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の内部統制部門である総務グループから、リスク・コンプライアンス委員会を通して、規程管理・運用、内部通報の報告を受けております。

また、監査役は、当社の内部監査組織である監査グループと月次で打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。

さらに、監査役は、会計監査人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見および情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を行える体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田原　文夫	他の会社の出身者													
永田　光博	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

※２　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※３　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田原　文夫		―	農林水産省、水産庁および業界団体での豊富な経験と知見が、当社の成長のために必要と判断し、社外監査役として選任しております。
永田　光博		―	金融機関での実務経験と弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	２名

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬、ストックオプションの付与、その他

該当項目に関する補足説明

一部の取締役に業績連動賞与、ストックオプション、現金決済型株式評価益権及び Deferred Compensation Agreement を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員 、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、当社の業績向上のための士気向上を目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては事業報告および有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。次の URL をご参照ください。なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬の個別開示を行っております。

http://ir.skylark.co.jp/stock/meeting.html

http://ir.skylark.co.jp/library/yuho.html

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会が報酬コミッティの決議に一任したうえ、報酬コミュッティが、役員報酬規程および役員報酬体系に基づき、個別の実績と能力を踏まえて、当社取締役の個別の職能報酬と確定拠出年金額を定め、また、全社の業績および担当業務の成果を勘案して個別の決算賞与の額を決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、当社の総務グループが主に担当し、報告資料の提出、取締役会上程議案の事前説明等を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

１　業務執行機能

当社の取締役会は、取締役８名（うち４名は社外取締役）で構成され、当社の経営および業務執行の最高意思決定機関として原則毎月１回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役のほか、監査役も出席することとなっております。

また、全社的な経営方針や戦略の立案および執行を迅速かつ機動的に遂行するため、代表取締役社長および全執行役員により構成されるグループ執行役員会議を設置し、原則週 １ 回開催しております。グループ執行役員会議においては、上記設置目的を踏まえ、当社グループ全体に係る重要な事項について、十分な報告、検討、審議を行っております。

さらに、グループ執行役員会議が決定したメンバーにより構成されるグループ委員会（人事・制度委員会、政策・投資委員会）を月 １ 回開催し、当社グループ全体に係る重要事項、人事制度、政策等について、報告、検討、審議をしております。

２　監査役監査その他監査等の機能

監査役会は、監査役３名（うち２名は社外監査役）で構成され、原則として毎月１回開催し、経営および業務執行に関する監督・牽制を行っております。監査役は、監査役会で決議された監査方針および監査計画、監査基準にもとづき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務状況の調査等により、会社の状況を把握しつつ、経営活動が法令・社内規程等に準拠して行われていることを監査するほか、監査グループ、会計監査人とも連携をはかり、効率的かつ効果的な監査体制を確保しております。

また、内部監査組織である監査グループは、組織上の独立性を保つため、代表取締役社長の直属の部門として位置づけられ、社内規程と年間計画にもとづき、本部、工場、店舗の業務監査を実施し、問題点の指摘、改善のための提言、是正勧告等を行っております。

会計監査については、株主総会において選任された有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３　取締役および監査役との責任限定契約の内容

当社と業務執行取締役等でない取締役および監査役は、それぞれ会社法第 427 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める責任限度額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

４　その他委員会・制度

当社は、代表取締役社長および全執行役員で構成される、リスク・コンプライアンス委員会を年 1 回以上開催し、当社グループのコンプライアンスに係る重要事項の審議および基本方針の決定を行っております。そして、リスク・コンプライアンス委員会による決定を受け、各グループ会社が選出したコンプライアンス推進責任者により構成される、グループコンプライアンス会議を半期に１回以上の頻度で開催し、グループ会社のコンプライアンス推進状況、違反行為の防止対策、違反行為が発生した場合はその調査・改善措置等について確認・報告をしております。

また、当社グループは、法令および社内規程等に対する違反行為の早期発見と是正、再発防止等を目的として「すかいらーくグループヘルプライン（内部通報窓口）」を設置し、国内の当社グループ全役職員からの通報を受け付け、社内規程にしたがって運用しております。

※参考資料「模式図１」

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化および社外取締役、社外監査役等社外の有識者のチェック等が行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。

また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見および改善を行っていくため、監査役、会計監査人および監査グループが緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制をとっております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算であり、定時株主総会は毎年３月に開催していることから、集中日にあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知（要約）の英語版を作成し、当社ウェブサイトに掲載し、また議決権電子行使プラットフォームにおいて提供しております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした説明会の開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	毎四半期終了後、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに	米国・欧州・アジアへの投資家訪問や、証券会社主催のカン	なし

定期的説明会を開催	ファレンスへ参加しており、会社概要、決算概要、中期事業計画などについて説明しております。	
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページに IR 専用サイトを設置し、投資家に当社の情報を開示しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	CEO オフィスコーポレート・コミュニケーショングループにて、株主・投資家向けの活動を行っております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「すかいらーくグループ企業行動憲章」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、「価値ある豊かさの創造」という企業理念と「すかいらーくグループ企業行動憲章」の精神に基づき、環境保全活動および CSR 活動に積極的に取り組んでいます。環境保全活動に関しては、ISO14001 規格の順守をはじめとする環境負荷低減に向けた取り組みを行っております。CSR 活動に関しては、継続的な募金活動や外部団体を通じた支援活動など、国内だけでなく地球上の人々が日常的に豊かになるよう貢献することを目指して活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「すかいらーくグループ企業行動憲章」において、株主だけでなく、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。この方針に従い、当社は、開示統制規程の策定しております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。

１．取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（１）全役職員が遵守すべき指針として、当社の経営理念に基づく「すかいらーくグループ企業行動憲章」を決議し、各自の行動基準とするよう周知徹底している。

（２）当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

（３）当社グループのコンプライアンス体制強化のため、ヘルプライン（内部通報）窓口を設置し、すかいらーくグループヘルプライン運用細則にしたがい、専用電話、専用ＷＥＢサイト等を通じてグループ全役職員からの通報を受け付け、法令および社内規程等に対する違反行為防止のための早期発見と是

正・再発防止に努める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

（１）取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程に基づき、適切に保存および管理を行う。

（２）株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

（３）機密情報については、情報セキュリティ・システム管理規程に基づき適切に管理する。

（４）個人情報については、法令および個人情報管理細則に基づき厳重に管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）リスク管理規程により対処すべきリスクの大枠を定め、個別の対応規程、マニュアル等を全般的に整備し、さまざまなリスクを一連のプロセスで対応する。

（２）外食事業にとって最大のリスクは食品事故であり、これを未然に防止するため、当社グループでは購買管理に関する規程を設け、仕入先に対して食品の安全・衛生管理指導を行うことで、安全性確保に努める。また、衛生管理担当部門として品質管理グループを設け、店舗・工場における食品の安全性チェック、従業員への衛生管理指導等をする。

（３）機密情報漏洩等のリスクについては、情報セキュリティ・システム管理規程にしたがい、情報セキュリティ委員会の設置、情報機器及び文書の管理徹底、役職員への情報セキュリティ教育等の対策を行う。

（４）その他のリスクに関しては、各管掌部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行っており、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスク・コンプライアンス委員会が行う。

（５）代表取締役社長および全執行役員で構成される、リスク・コンプライアンス委員会を年１回以上開催し、当社のコンプライアンスに係る重要事項の審議および基本方針の決定を行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）決裁権限規程、職務権限基準により、役職員の決裁権限の内容および各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定、業務遂行をする。

（２）当社は取締役会を少人数で構成し、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、迅速な経営判断を行う。

５．財務報告の信頼性を確保するための体制

（１）財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

（２）当社の各部門およびグループ会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

６．すかいらーくグループにおける業務の適正を確保するための体制

（１）当社は、グループ会社に対し、「すかいらーくグループ企業行動憲章」にしたがい、健全な職務執行を行うよう求めるものとする。

（２）当社は、関係会社管理規程等の各種規程に基づき、グループ会社の管理を行い、定期的に経営状況について報告および資料の提出をさせる。また、当社は重要なグループ会社へ取締役および監査役を派遣し、その業務執行を監督し、その適正性を確保するとともに、グループ会社の経営上の事項を把握することに努める。

（３）グループ会社の損失の危険を管理するため、リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、特定を行い、グループ会社にはリスク管理状況を報告させ、必要に応じてリスクへの対応を指示する。また、グループ会社においてグループ経営に影響を及ぼす事項が発生した場合には、直ちに当社リスク・コンプライアンス委員長に報告させ、当社は事案に応じた支援を行う。

（４）当社は、グループ全体の職務執行の迅速かつ機動的に遂行するため、代表取締役社長が選定するメンバーで構成されるグループ執行役員会議が、グループ全体の職務に係る事項を含む重要事項の報告および検討を行う。執行役員会議は、原則として、週１回開催する。また、グループ執行役員会議は、グループ全体の人事制度や主要政策・重要な契約等の特定のグループ横断的事項について報告および検討を行うため、必要に応じ、下部機関としてグループ委員会（人事・制度委員会、政策・投資委員会）を設置する。その構成メンバーは執行役員会議が決定し、原則、月１回開催する。当社は、グループ会社に対し、グループ執行役員会議またはグループ委員会の検討結果を踏まえた最適な対応を求める。

（５）当社は、グループ会社が選出したコンプライアンス推進責任者により構成されるグループコンプライアンス会議を組織し、同会議を半期に１回以上の頻度で開催する。同会議においては、グループ会社の違反行為の防止対策その他のコンプライアンス体制の推進状況、具体的な違反行為についての調査・改善措置の状況等について確認・報告をする。

（６）監査グループは、定期的にグループ会社に対する監査を実施する。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査役と検討を行う。

８.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項およびこの者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とする。また、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を執行する。

９．取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１）当社グループの役職員は、当社またはグループ会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、役職員の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したとき、また、監査役から当社グループの監査上必要となる事項について報告を求められたきは、すみやかに監査役に報告する。

（２）当社グループの役職員は、当社グループの内部通報制度であるヘルプラインの運用状況を監査役に定期的に報告する。

（３）当社グループの役職員が前各号に基づくほか監査役に対して報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社において徹底する。

１０．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役は、監査役会で決議された監査方針および監査計画、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、取締役、監査グループ等からの報告徴収を行う等、取締役の職務執行を検証、監視する。

（２）監査役は必要に応じ当社の会計監査人および外部法律事務所等と意見および情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を行える体制を確保する。

（３）取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を確保するとともに、緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、事後的に当社に請求することができることとし、当該請求に係る費用が監査役の職務執行上の必要性が認められない場合を除き、これを速やかに支払う。

１１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

（１）当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「すかいらーくグループ企業行動憲章」において「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨む」ことを掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

（２）また、総務所管部門を対応統括部門とし、平素より顧問弁護士等の外部専門機関等との連携を密にするとともに、緊急時における社内通報体制の整備を図る。さらに、当該部門が中心となって、対応規程の整備や社内への注意喚起および研修等の場を通じた啓蒙活動を行う。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、全役職員の行動基準を明示した「すかいらーくグループ企業行動憲章」において定め、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係は断固として排除します。」として、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としております。

社内体制としては、コンプライアンスおよびリスク管理に係る会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、その下で総務グループが反社会的勢力に関する業務を所管しております。総務グルー

プは社内規程として「反社会的勢力対応細則」を定め、その規定に従い、取引先の事前調査、契約への反社会的勢力排除条項の追加等、その対応を徹底しております。また、グループ会社にも当社と同様の対応をさせるとともに、グループコンプライアンス会議を通じて随時確認をしております。
外部組織との連携に関しては、公益財団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。また、不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を整えております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、情報開示の網羅性、適切性および適時性を確保するため、情報開示の統制および手続に関する「開示統制規程」を制定し、当社およびグループ会社に周知・徹底を行っております。
また、適時適切な情報開示を実行するべく、代表取締役社長と情報取扱責任者である財務本部マネージングディレクターが連携して適時開示に係る業務を統轄できるように、情報開示の統制および手続に関する設計・実施・評価・維持を補佐するディスクロージャー委員会を設置しております。
なお、当社の適時開示に関する手続きは以下のとおりです。
（a）決定事実に関する情報
ディスクロージャー委員会事務局は、取締役会等重要会議の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要な事実の有無を確認し、該当があれば情報取扱責任者に報告するとともに、ディスクロージャー委員会を開催致します。
ディスクロージャー委員会の検討結果に基づき、当該事項の取締役会の決議もしくは代表取締役社長による承認後、CEO オフィスコーポレート・コミュニケーショングループが開示を行います。
（b）発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門および関係会社は、ディスクロージャー委員会事務局へ報告します。当事務局は情報取扱責任者へ報告するとともに、ディスクロージャー委員会の開催および検討結果を経て、CEO オフィスコーポレート・コミュニケーショングループが速やかに公表を行います。
（c）決算に関する情報
財務本部経理グループが、決算情報を含めた開示資料（決算短信・四半期期決算短信）を作成します。ディスクロージャー委員会の検討結果に基づき、決算後 45 日以内に取締役会の決議後、CEO オフィスコーポレート・コミュニケーショングループにより開示を行います。
参考資料「模式図２」

【参考資料「模式図１」】

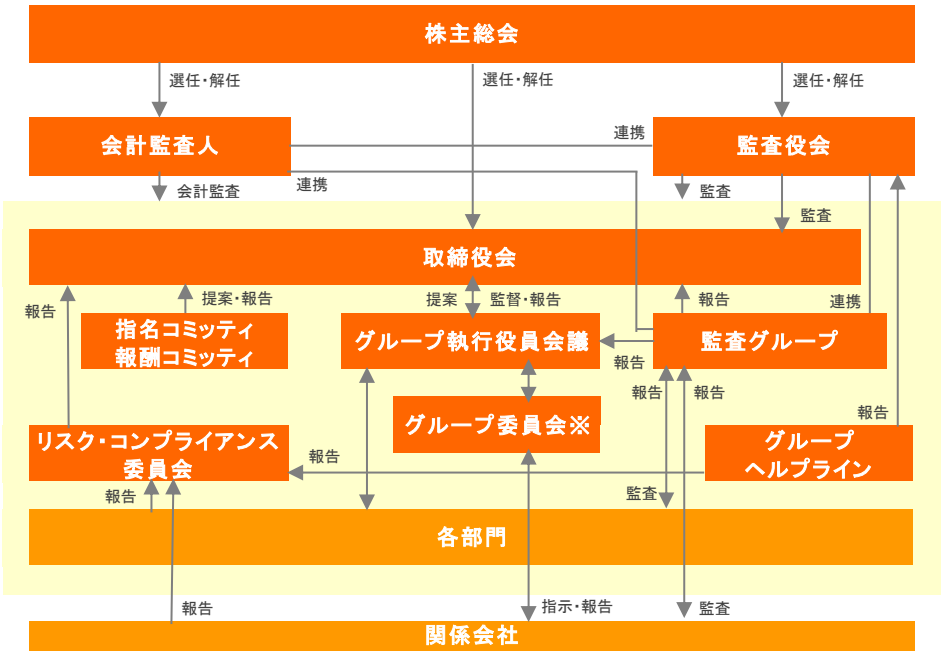

※グループ委員会は人事・制度委員会と政策・投資委員会をいいます。

【参考資料「模式図２」】

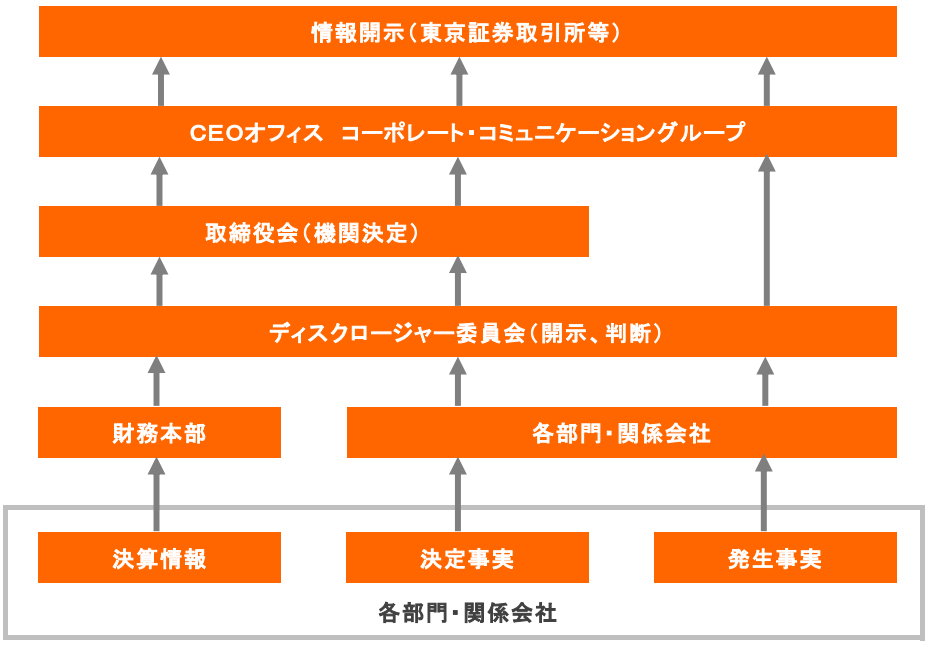

以上